

## 平成26年第2回 飯塚市議会会議録第2号

平成26年5月12日（月曜日） 午前10時30分開議

### ○議事日程

日程第5日 5月12日（月曜日）

#### 第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

#### 第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第45号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

#### 第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第43号 土地の取得（穂波東中学校区小中一貫校用地）

#### 第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第46号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第47号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議案第48号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第49号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

#### 第5 選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙

#### 第6 選挙第3号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙

#### 第7 特別委員会委員の選任

#### 第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第7号 専決処分の報告（住宅改良等資金貸付金の返還請求に関する和解）
- 2 報告第8号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
- 3 報告第9号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
- 4 報告第10号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な調停の申立て）

#### 第9 署名議員の指名

#### 第10 閉 会

### ○会議に付した事件

#### 第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

#### 第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第45号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

#### 第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第43号 土地の取得（穂波東中学校区小中一貫校用地）

#### 第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第46号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第47号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議案第48号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第49号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

- 第5 選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙
- 第6 選挙第3号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙
- 第7 議会選出各種委員等の選出
- 第8 特別委員会委員の選任
- 第9 報告事項の説明、質疑
  - 1 報告第7号 専決処分の報告（住宅改良等資金貸付金の返還請求に関する和解）
  - 2 報告第8号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
  - 3 報告第9号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
  - 4 報告第10号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な調停の申立て）
- 第10 署名議員の指名
- 第11 閉 会

○議長（道祖 満）

おはようございます。これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました「議案第44号」を議題といたします。総務委員長の報告を求めます。10番 佐藤清和議員。

○10番（佐藤清和）

おはようございます。総務委員会に付託を受けました、「議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

厚生委員会に付託していました「議案第45号」を議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

おはようございます。厚生委員会に付託を受けました、「議案第45号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書及び資料に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から低所得者に対する国保税の減額には賛成であるが、賦課限度額の引き上げには納得できないため本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

厚生委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番(宮嶋つや子)

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの厚生委員長報告について、反対の立場から討論を行います。

「議案第45号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、国保法施行令の改正に伴うもので、保険税の賦課限度額を引き上げるものです。現行の限度額は医療費分51万円、後期高齢者支援金等分14万円、介護納付金分12万円、これは総計で77万円です。これを後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれ2万円、あわせて4万円を引き上げ限度額を81万円とします。後期高齢者支援金が導入された2008年度は限度額68万円でしたから、この6年間で13万円もの引き上げとなります。

昨年、赤字の見込み額すべて住民に押しつけ、国民健康保険税を平均で20%、世帯によっては25%を超える大幅な引き上げが行われました。このように住民負担が重くのしかかっている中で、今回の限度額引き上げです。高所得者に負担をお願いするとしていますが、何をもちて高所得者とするのでしょうか。夫婦と子ども一人の所得280万円の世帯の場合で、現在、保険税は58万4500円です。このうち介護分が12万7600円、今回の限度額の引き上げで7600円の負担がふえ、59万2100円になります。また、夫婦と子ども二人の所得300万円の世帯の場合で、保険税は63万9300円です。このうち介護分が13万4400円で、1万4400円の負担がふえ、65万3700円になります。この所得が300万円、このような方が高所得者と呼べるのでしょうか。4月から消費税が引き上げられ厳しい経済情勢の中、住民は苦しい生活を強いられています。これ以上の住民負担を押しつけるべきではありません。

国保の財政難と国保税高騰を招いた根本の原因は、国庫負担の引き下げにあります。国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。年金生活者や失業者、非正規労働者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険となっているのです。国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減すべきです。

国保は、住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や滞納者に対する保険証の取り上げなど、住民の暮らしと健康、命まで脅かすという本末転倒が広がっています。こうした国保の危機的事態を打開する抜本的な制度改革が今こそ必要です。こんなときだからこそ飯塚市が住民の暮らしと命を守る立場に立つべきであり、引き上げには反対です。以上です。

○議長(道祖 満)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第45号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（道祖 満）

本会議を再開いたします。

市民文教委員会に付託していました「議案第43号」を議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。18番 秀村長利議員。

○18番（秀村長利）

おはようございます。市民文教委員会に付託を受けました、「議案第43号 土地の取得（穂波東中学校区小中一貫校用地）」について、審査した結果を報告いたします。本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、取得価格が坪あたり約4万7千円となっているが、この単価はどのように決定したのかということについては、まず、不動産鑑定を実施し、その価格を参考に財産管理審議会で協議を行い、その答申を受けて決定しているという答弁であります。

次に、現況が田である用地をこの単価で取得することで、今後、取得する鎮西地区小中一貫校用地の買収単価への影響はないのかということについては、鎮西地区の小中一貫校用地は、基本的に農地としての条件が、今回提案している穂波東中学校区小中一貫校用地とは異なるため、影響を及ぼすことはないと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、今後の買収単価の決定に当たっては現状の方法だけではなく、その金額が妥当であるのかどうかを十分に考えて決定してほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、不動産鑑定結果及び財産管理審議会での審議過程が明らかにされない中で判断することはできないため、本案には反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

議案第43号について賛成の立場で討論いたします。この議案での土地買い受け価格は、1平米、1万4500円と周囲と比較して割高であることは間違いありません。しかし、この土地は学校建て替え用地として必ず必要な土地であること。そして、その買入れは合併特例債の利用期限から逆算しても、また児童生徒や教職員の皆さんの安心、安全を考えれば早急には実施されなければなりません。そのような需給関係を鑑みると、一般的な言葉を用いますと強烈な売り手市場になっていると考えられます。

とは申せ、その買入れ価格の決定に際しては、市民に十分説明のできる理由がなければなりません。行政執行部は、そのよりどころを不動産鑑定価格としているわけですが、情報公開条例での制限を理由にその鑑定価格については、私ども市民文教委員会への資料提示はなされませんでした。そのことについては大変遺憾であり、残念なことであります。しかしその一方、現行の条例施行の範囲においては、的確な説明をしていただいたと考えており、今議案については賛成をさせていただきますが、先ほど本議会開会中に、すでに委員会として賛否を問い終わったこの議案について、執行部からの申し出により懇談会が開催され、本来、このようなイレギュラーな運営はあってはならないものだと考えます。この点については、執行部に強く苦言を呈さざるを得ません。

また今後、議会のチェック機能をより充実させるために、情報公開条例の改正案提出や運用の見直しについて、できる限り早期に対応できるように議論を始めておりますので、執行部におかれましても、市民の行政への理解がより深まることを前提とした情報公開条例の見直しについて、

惜しまぬ協力をしていただきますようにつけ加えさせていただいて、私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第43号 土地の取得（穂波東中学校区小中一貫校用地）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

「議案第46号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第46号の副市長の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明いたします。議案第46号は平成26年5月16日付をもって任期満了となります副市長につきまして、飯塚市西町2番8号、田中秀哲氏を引き続き選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第46号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました田中秀哲さんから、挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。田中秀哲さん。

○田中秀哲

皆様、おはようございます。ただいま選任議案にご同意いただきまして、誠にありがとうございます。改めまして、責任の重さから身の引き締まる思いがしております。齊藤市政が三期目を迎えまして、本市の都市目標像であります、人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち住みつけたいまちづくりに取り組むため齊藤市政を支え、市職員一丸となって全力で課題解決に臨み、市政発展のために微力ではございますが、最善を尽くす覚悟でございます。今後とも市民の皆様をはじめ、市議会議員の皆様のご支援とご理解をよろしくお願いいたします。また、これまで以上のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（道祖 満）

「議案第47号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」及び「議案第48号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第47号及び議案第48号の教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。議案第47号及び議案第48号の2件につきましては、平成26年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、飯塚市宮町2番33号、片峯 誠氏、飯塚市椿2番地9、大隈恵子氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第47号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第48号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました片峯 誠さん、並びに大隈恵子さんから挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。初めに片峯 誠さん。

○片峯 誠

ご同意をいただきまして、ありがとうございます。これまで以上に、本市における教育力の向上と文化の振興に力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（道祖 満）

次に、大隈恵子さん。

○大隈恵子

失礼いたします。ただいま皆様の同意によりまして、教育委員に就任いたします大隈恵子でございます。4年前もここに立ちまして、とても緊張していたことを覚えております。この緊張感を忘れずに職務を遂行したいと思っております。微力ではありますが、一所懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（道祖 満）

「議案第49号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案

理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第49号の監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明いたします。議案第49号は平成26年5月16日付をもって任期満了となります。監査委員につきまして、識見を有する者として飯塚市有井206番地、篠崎充俊氏を同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第49号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました篠崎充俊さんから挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。篠崎充俊さん。

○篠崎充俊

ただいま監査委員にご選任をいただきました篠崎充俊でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。このたび飯塚市の監査委員に選任され、身の引き締まる思いがしております。監査委員としまして、その職務の重要性を深く認識し、公正かつ厳正な監査を行うことにより、その職責を果たしてまいりたいと存じます。議員の皆様方、並びに関係各位の皆様のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（道祖 満）

消防組合議会から飯塚市議会議長に飯塚地区消防組合議会議員2名の欠員補充について依頼がっております。

これより「選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚地区消防組合議会議員に18番 秀村長利議員、27番 森山元昭議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました18番 秀村長利議員、27番 森山元昭議員、以上2名を飯塚地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました18番 秀村長利議員、27番 森山元昭議員、以上2名が飯塚地区消防組合議会議員に当選いたしました。

18番 秀村長利議員、27番 森山元昭議員、以上2名が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

飯塚市・桂川町衛生施設組合議会から飯塚市議会議長に飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員2名の欠員補充について依頼がっております。

これより「選挙第3号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に10番 佐藤清和議員、27番 森山元昭議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました10番 佐藤清和議員、27番 森山元昭議員、以上2名を飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10番 佐藤清和議員、27番 森山元昭議員、以上2名が飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に当選されました10番 佐藤清和議員、27番 森山元昭議員、以上2名が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

お諮りいたします。この際、「議会選出各種委員等の選出」についてを急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

議会選出各種委員等の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 (中村武敏)

議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。国民保護協議会委員に、1番 道祖 満議員。都市計画審議会委員に、27番 森山元昭議員。防災会議委員に、1番 道祖 満議員。飯塚地区防犯協会理事に、17番 城丸秀高議員。暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、1番 道

祖 満議員。以上でございます。

○議長（道祖 満）

ただいま発表いたしましたとおり、各議員をそれぞれの委員等に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各議員をそれぞれの委員等に選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、各議員をそれぞれの委員等に選出することに決定いたしました。

特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

庁舎建設特別委員会委員について2名の欠員が出ております。

お諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、17番 城丸秀高議員、27番 森山元昭議員、以上2名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました17番 城丸秀高議員、27番 森山元昭議員、以上2名を庁舎建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

「報告第7号 専決処分の報告（住宅改良等資金貸付金の返還請求に関する和解）」、「報告第8号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」、「報告第9号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」及び「報告第10号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な調停の申立て）」、以上4件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（原田一隆）

報告第7号、報告第8号、報告第9号及び報告第10号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市が貸付を行った資金等の返還請求に関する和解、並びに市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。報告第7号につきましては、住宅改良等資金貸付金の返還請求に関する和解についてでございます。事件の概要は、住宅改良等資金貸付金の貸付を受けて建築され、飯塚市が抵当権を設定した家屋を債務者から買い受けた原告が、飯塚市に対して、所有権に基づく妨害排除請求として抵当権設定登記の抹消を求めた訴訟に関し和解するものでございます。和解の内容につきましては、原告が飯塚市に対し、解決金30万円を支払うことで、飯塚市は原告の登記負担により抵当権設定登記の抹消登記手続を行うというものでございます。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。報告第8号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものです。事件の概要に記載されております3名の者は、文書による督促や催告、個別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、契約解除を通知するに至ってもなお誠意を示さない者であります。したがって、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により、住宅の明け渡しを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟を提起したものです。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。報告第9号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てに関するものです。事件の概要に記載されております7名の者は、報告第8号の者と同様に住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、支払いに対する誠意を示したため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。報告第10号につきましては、市営住宅の管理上必要な調停の申し立てに関するものです。事件の概要に記載されております1名の者は、報告第8号及び第9号の者と同様に住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知する

に至り、態度を改め、支払いに対する誠意を示したものの、滞納金額と当該世帯の支払い能力等を勘案するに、分割納入等についての協議に際し、当事者双方のみによる合意の形成が困難であることから、飯塚簡易裁判所に調停を申し立てたものです。今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。5番 江口 徹議員。

○5番（江口 徹）

ただいまの報告のうち、報告第7号、住宅改良等資金貸付金の返還請求に関する和解について質問をいたします。通常、貸し付けをした部分で抵当権を設定した、で、それを解除するときには、やはりそれ相応の支払いが終わったときに解除すると思うんですね。ところが今回については147万4800円の滞納があるにもかかわらず、この抵当権の解除においては解決金として30万円のみ支払い義務を認めております。この経緯について説明をしていただきたい、あわせてこのことによって債務者の債務が全くなるといえることがあったりするのかなど、その2点説明をお願いいたします。

○議長（道祖 満）

住宅課長。

○住宅課長（原田一隆）

ただいまご質問の件につきましては、まず抵当権を設定しております家屋の価格、評価額、これが120万円程度、それに対して、これをもし抵当権を担保に競売をいたしましたときには、競売に係る事務費等が50万円から60万円ほどかかると。それから競売になりますと、評価額のおおむね6割から7割の価格での落札というふうな基準になってくると。そうしますと最終的に市がうまく1回目で落札をされたとしても30万円、手取りとしての歳入としては、例えば70万円で落札がされたとしても50万円、60万円の事務費がかかりますので手元に残るのは10万円、20万円という金額になってしまうと。そうであれば、おおむね30万円を支払っていただくことで、そういった事務費をかけて競売にかけるよりは市としては歳入が確保されるということで、弁護士の先生とご相談をさせていただきまして、そのような話を進めてまいった結果、30万円で合意ができたというところでございます。

また30万円の合意金額から、当然弁護士の先生に支払う費用等がありますので、それを支払った残り、約21万円ほどが残るわけですが、これを債務者のほうの返済があったということで調停の歳入にあてます。ですから、いま約140万円の滞納金が120万円ぐらいに債務としては減るという形になりますので、市としては債権が140万円から120万円になるということでございます。決して債務者の債務がゼロになると、抵当権を抹消したからゼロになるというふうなものではございません。引き続き、この返済につきましては求めていきたいというふうに考えております。

○議長（道祖 満）

5番 江口 徹議員。

○5番（江口 徹）

おおよそ経緯のほうは確認できました。ありがとうございます。債務者に対して返済を求めていくというお話がございました。当然のことながら、保証人についても同様というふうなことで理解してよろしいですか。

○議長（道祖 満）

住宅課長。

○住宅課長（原田一隆）

そのとおりでございます。

○議長（道祖 満）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。3番 吉田健一議員、27番 森山元昭議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、平成26年第2回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時47分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	道 祖 満	15番	八 兎 雄 二
2番	瀬 戸 元	16番	守 光 博 正
3番	吉 田 健 一	17番	城 丸 秀 高
4番	石 川 正 秀	18番	秀 村 長 利
5番	江 口 徹	19番	藤 浦 誠 一
6番	平 山 悟	20番	明 石 哲 也
7番	宮 嶋 つや子	21番	田 中 裕 二
8番	永 末 雄 大	22番	田 中 博 文
9番	松 本 友 子	23番	鯉 川 信 二
10番	佐 藤 清 和	24番	岡 部 透
11番	梶 原 健 一	25番	藤 本 孝 一
12番	古 本 俊 克	26番	兼 本 鉄 夫
13番	松 延 隆 俊	27番	森 山 元 昭
14番	上 野 伸 五	28番	坂 平 末 雄

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中村 武 敏

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 斎藤 浩

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

◎ 説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

企画調整部情報化担当次長 大庭 章 司

副市長 田中 秀 哲

市民環境部次長 田中 淳

教育長 片峯 誠

都市建設部次長 鬼丸 力 雄

上下水道事業管理者 梶原 善 充

会計管理者 西 敬 由

企画調整部長 田代 文 男

住宅課長 原田 一 隆

総務部長 小鶴 康 博

財務部長 石田 慎 二

経済部長 伊藤 博 仁

市民環境部長 大草 雅 弘

こども・健康部長 高倉 孝

福祉部長 金子 慎 輔

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 菅 成 微

上下水道局次長 諫山 和 敏

教育部長 瓜生 守

議 長

副 議 長

旧 議 長

署名議員 番

署名議員 番